

(書式 2 - 1)

吸収分割の会社分割契約書

会社分割契約書

〇〇〇〇株式会社を甲、〇〇〇〇株式会社を乙として、甲乙間に次のとおり会社分割契約を締結する。

(会社分割の方法)

第 1 条 甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に甲の〇〇〇〇部門の事業（以下「本件事業」という。）を承継させる。

(定義)

第 2 条 本件事業とは、以下のものを指す。

- ① 以下省略

(定款の変更)

第 3 条 乙は、乙の定款第〇条を変更する。

「当会社の発行する株式の総数は〇〇株とする」を「当会社の発行する株式の総数は〇〇〇株とする」と変更する。

(分割に際して発行する株式)

第 4 条 乙は、本件会社分割に際して普通株式〇〇株を甲に対して割当交付する。

(資本金及び準備金)

第 5 条 本件会社分割後の乙の資本金及び準備金は、以下のとおりとする。

- ① 資本金 (省略)
- ② 準備金 (省略)

(株主総会による承認)

第 6 条 甲及び乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の株主総会を招集し、本契

約の承認及び会社分割に必要な事項に関する決議を求める。

(会社分割の効力発生日)

第7条 会社分割の効力発生日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

(承継する権利義務の内容)

第8条 乙が甲から承継する権利義務は以下のとおりとする。

① 以下省略

(従業員の処遇)

第9条 乙は、本件事業に従事する甲の従業員（パートタイマーを含む）と甲との雇用契約を承継する。

(分割交付金)

第10条 甲及び乙は、本件会社分割に際して分割交付金を支払わないこととする。

(乙の役員任期)

第11条 乙の取締役及び監査役に就任した者の任期は、会社分割により影響を受けないものとする。

(契約の効力)

第12条 本契約は、第6条の承認、又は関係各省庁の承認が得られないときは効力を失う。

(協議事項)

第13条 本契約に定めるものの外、本件に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上定める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲



住 所

乙

解 説

(第1条)

本ケースは分社型の吸収分割である。

(第3条)

分割契約書の記載必要事項である。

(第4条)

分割契約書の記載必要事項である。

(第5条)

分割契約書の記載必要事項である。

(第6条)

吸収分割をなすには、双方の会社において株主総会の承認を得なければなら
ない。

(第7条)

分割契約書の記載必要事項である。

(第8条)

分割契約書の記載必要事項である。

尚、会社法施行の日（平成18年5月1日）から1年を経過すれば（会社法附則4）、吸収分割承継株式会社は吸収分割に際して吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付することが出来るようになった（会社法第758条第4号）。